

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第25号

盛岡から波照間へー恒藤規隆をめぐる夢想ー pp.1-2

「戦後70年」に思う pp.1-2

事業計画委員・紀要編集委員 p.2

特集「戦後70年」連続企画 沖縄の未来を考える pp.3-9

2015年度研究会 p.10

共同研究 p.11

コラム さんごしょう p.12

2015年度所員・特別研究員名簿 pp.13-14

2015年度活動日誌 p.15



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

第11代所長

任期 2015年4月1日～2017年3月31日



いな ふく ひ で お 稲 福 日出夫 法学部教授
専攻: 法史学・法思想史

盛岡から波照間へ

－恒藤規隆をめぐる夢想－

かつてこの所報に、恒藤恭とその義父にあたる恒藤規隆のことを記したことがあった(「京大事件と南の島々」所報3号、1999年)。恒藤恭は、1933(昭和8)年に起きた滝川事件で京大を去った法学部七教授の一人。また芥川龍之介との生涯にわたる親交でも知られている。恒藤規隆は、恭の妻、雅さん

の実父である。彼は、沖大東島(ラサ島)や尖閣諸島、波照間などに通って燐鉱を探索、採掘・販売して財を成し、ラサ島燐礦株式会社(後のラサ工業)を創立した。『南日本の富源』『予と燐礦の探検』等の著書を残す。

私は、図書館書庫の背表紙を見て回るのが好きである。それも、どういうわけか芸術や文学のほうに足が向く。誰かの全集が並べられていると、まず、年譜が収まっている巻を手にする。たとえば、筑摩書房の『<新>校本 宮澤賢治全集』(宮沢清六他編)。「校本全集」刊行からおよそ20年を経て、その全面改訂版だという。その第一回配本が1995年。全16巻30冊余り。13巻以下のメモ・手帳その他雑録、補遺・資料、年譜に圧倒される。

賢治は、1915(大正4)年、盛岡高等農林学校に入学する。その学校は全国で最初の高等農林学校であり、1903(明治36)年に開校した。初代校長は玉利喜造。謝花昇は、東京農林学校に在学中の1889(明治22)年2月、期末試験で「玉利喜造の農具論を受験」している(伊佐真一編・解説『謝花昇集』『年譜』)。玉利は駒場農学校の1期生であり、恒藤規隆は2期生である。恒藤は、そうした縁もあってか、盛岡高等農林の開校の翌年から同校の講師を嘱託されている。恒藤の恩師がマックス・フェスカで、謝花の卒論がフェスカの影響を受けたものであることは、夙に知られている。恒藤は、賢治の盛岡高等農林在学中も、その教授陣に名を連ねている。賢

第11代副所長・事業計画委員・紀要編集委員

任期 2015年4月1日～2017年3月31日



て る や ひ ろ ゆ き 照 屋 寛 之 法学部教授
専攻: 行政学・政治学

「戦後70年」に思う

戦後70年の今年は、全国的にも新聞、テレビでも戦争の惨さ、平和の尊さを考える多彩な企画が試みられた。地上戦が行われ、戦後70年基地被害と共

存を余儀なくされた沖縄では、他府県とは違った思いでこの年を迎えたであろう。おそらく多くの国民は不戦の誓いをあらたにし、平和憲法の有り難みを噛みしめたものであろう。

私自身、戦後70年のこの年に戦争、平和について考えるために新聞、テレビで多くの特集記事を読み、特集番組を時間の許す限り観ることにした。特に印象に残っているのは、TBS「報道特集」(2015.6.27)での「戦争くらい憎いものはない」というある零戦パイロットの証言であり、またNHKの「千の証言」も実に見応えのある番組であった。

ところが、戦後70年の今年は、国民の思いとは裏腹に政治の舞台では安保関連法が強行採決された。さらに、参院選後に政府自民党は憲法改正論議を加速させる政治日程のようである。平和を希求する国民の思いと政治の流れが大きく乖離してきたことを痛感する。沖縄の辺野古基地建設

治が2年次の1916(大正5)年、おそらく彼は、恒藤の「土壌及肥料」の講義を受講している。

恒藤は、1902(明治35)年以降、幾度か沖縄を訪れている。その足跡は、遠く波照間にも及ぶ。当時、竹富村村議や波照間の区長をされた仲本信幸は、恒藤農学博士と親交があり、自伝で「一緒に調査に当たった」と記している(仲本『回想録』)。恒藤は、那覇に寄った折、沖縄県庁あるいは他の会議や懇親会などで、駒場農学校、後の東京農林学校の後輩にあたる謝花の名前を聞くこともあったであろう。ちなみに、謝花が神戸駅で精神に異常をきたしたのが1901(明治34)年で、1908(明治41)年に死去。恒藤は、1924(大正13)年までは沖縄に来ている。彼が、謝花を訪ねるということがあったならば、玉利喜造やフェスカの消息、また沖縄の土壌や有効な肥料のことなどを謝花に語りかけ、薄明の中にあってなお、学生時代の志操や情景を謝花の胸中に蘇らせることも、あるいはできたであろうに。そういう場面があったならば、微かながらも一条の光が謝花の脳裏に注がれたにちがいない。「沖縄で初めて帝大を出て、初めての農学士となった」謝花昇と「日本で最初の農学博士」恒藤規隆との語らいの場面。その対話を、つい夢想してしまう。

この夢想は、数年前、賢治の年譜を追っている際、彼の盛岡高等農林学校入学時の注欄に記された教授陣のなかに、恒藤規隆の名前を見つけたことに始まる。文学書を我流に読んでいくしかない

私であるが、心のこもった丁寧な年譜、伝記資料から、賢治が浮かび上がってくる。そして、読み進めるうちに、盛岡、花巻から波照間へとイーハトヴの地が駆け巡り、「星めぐりの歌」のメロディーが流れ出す。そうした錯覚、幻聴は、昨晚の泡盛の酔いから未だ覚めやらぬ、といった気分させる。しかし同時に、賢治の詩情の源は…云々の利いた風な口を二度ときけなくさせる凄さを、数冊にも及ぶこの全集の雑録や伝記資料、年譜の小さな文字群から確かに感じた。また、賢治の生涯にも。

ところで、思いがけない成り行きで当研究所の所長になった。というのも、適任だと思われる所員が2月末に所長に選出されたが、ご本人が健康上の理由で辞退。慌ただしく再投票となった。その結果、かつて所長を2期務めたことのある私に、再登板ですよ、ということになったからである。当時の照屋所長に相談し、彼に副所長を引き受けていただくことで、承諾した。研究支援助手不在の船出であったが、9月には研究助手の辞令がおりた。秋以降、本所報に掲載されているような活動を実施していった。本年度の企画を無事に終え、どうにか2年目を迎えることができるのも、照屋副所長、石川研究助手、事業計画委員、紀要編集委員、所員、それと宮国課長をはじめとする研究支援課のスタッフの協力のおかげである。感謝の念を記するとともに、新年度もまた、学内外から法政研に期待されている課題に向け、一緒に取り組んでいきたい。

もその延長上で国家権力でもって反対する住民を容赦なく排除し、行われていることは多くの県民にとって痛恨の極みである。

このような社会状況の中で、戦後70年を考える場として『戦後70年』沖縄の未来を考える」をメインテーマに3回の連続企画、『基地の島』沖縄が問う―「辺野古移設問題」を考える―』『国境の島』沖縄が問う―自衛隊配備を考える―』『観光の島』沖縄が問う―観光の未来を考える―」を当研究所が開催した。本企画では、琉球新報に共催、沖縄テレビに後援をいただき、写真家の山城博明氏からは写真パネル展のため貴重な写真を貸してもらった。本企画が成功裏に行えたのは、このようなご協力の賜である。記して感謝の意を表したい。

それぞれの企画に多くの参加者があり、地域住民の基地問題に対する関心の高さを思いしらされた。このようなシンポジウム、講演会を積み重ねる

ことによって基地問題の本質・真相に迫ることができるのではないかと思った。多くの参加者の知恵と力を紡ぎ合わせることによって、これからも地域と共に沖縄の未来を考え、創造し、沖縄の可能性を信じ、歩み続けたい。

事業計画委員

稲 福	日出夫	所長・法学部教授／法史学
照 屋	寛 之	副所長・法学部教授／行政学
石 川	朋 子	幹事・研究助手／社会学
小 西	由 浩	法学部部長・教授／刑事法
前 津	榮 健	法学部教授／行政法
佐 藤	学	法学部教授／政治学
芝 田	秀 幹	法学部教授／政治思想史
上江洲	純 子	法学部准教授／民事訴訟法
伊 達	竜太郎	法学部講師／会社法
宮 国	克 枝	研究支援課課長

紀要編集委員

主任 伊 達	竜太郎	法学部講師／会社法
野 添	文 彬	法学部講師／日本外交史
石 川	朋 子	研究助手／社会学

特集

「戦後70年」連続企画

沖縄の未来を考える

2015年度、沖縄法政研究所は、「戦後70年」連続企画として「沖縄の未来を考える」をメインテーマに、シンポジウム、講演会を同大学13号館3階で開催した（沖縄法政研究所主催、琉球新報共催、沖縄テレビ放送後援）。シンポジウムには約380人、講演会には約180人がそれぞれ参加した。

連続企画は、前半に講師の報告とコメンテーターのコメントと質疑、後半にフロアーからの質問に応えるという方法で進めた。また、関連事業として琉球新報社、豊島貞夫氏、山城博明氏の協力で、「過去を知り、現在（いま）を見据えたとき、未来がみえる」をコンセプトに写真パネル展も開催した。連続企画の一部を紹介する。なお、今回のシンポジウム・講演会の内容は再構成され、琉球新報社より5月頃に出版される。

（構成・文責：石川）

連続企画1 シンポジウム（沖縄法政研究所フォーラム第14回シンポジウム）

「基地の島」沖縄が問う — 「辺野古移設問題」を考える—



開催日時 2015年12月12日（土）14:00～18:00

講師 金城馨 関西沖縄文庫主宰

高橋哲哉 東京大学大学院教授

阿波連正一 特別研究員・静岡大学法科大学院教授

総合司会兼コーディネーター

石川朋子 研究助手・特別研究員

コメンテーター 高嶺朝一 ジャーナリスト・

前琉球新報社代表取締役社長

与儀武秀 沖縄タイムス記者

稲福日出夫 所長・法学部教授

真の連帯を求めて、対等関係を構築



金城 馨

沖縄の基地問題を大阪にいる沖縄人としてどう捉えたらいいのか、大阪という場所にいることによって「基地問題」を自分たちの身近な問題ではないと考えてしまうことがある。それは日本人と同じ立ち位置になってしまいかねないという危うさがある。しかし、日本人から差別を受けているという感覚もある。大阪で基地を引き取る動きに対して、安倍晋三政権側だけでなく、大阪で反戦、平和の活動をしている人たちからも「とんでもない」との声がある。この運動はそれほど衝撃的である。そこに本質があるからだろう。

1995年の少女暴行事件の後、大阪でも大きなうねりが起きた。沖縄との連帯、沖縄の痛みを、そして少女の痛みを分かちあうんだと。私も連帯によって沖縄の現状は変えられると思って取り組んできたが、現実はそうっていない。連帯できていればあの事件は起こったのだろうか、連帯できていなかったということを押さえるべきではないか、と提起したが無視され、笑う者もいた。ここで自分の考えを言うべきだと思った。それを後押ししたのは、大阪にいる沖縄人として、日本人とどう向きあってきたのか、という少女の沈黙の叫びだった。当時は県外移設という言葉は使っていないが、それぞれの立場を押さえ直すことから始めたいと、そのことが沖縄の状況に対して新たにやるべきことだと。しかし、なかなか進まない。

その後、沖縄で「基地は本土へ」という声が上がりはじめた。重要なのは、沖縄に基地を押し付け、自分たちは安全な場所にいることを自覚せずに基地撤去運動をしても、本質からずれているということ。押しつけないためにはどうすべきか、考える取り組みとして、2000年頃から「基地を押しつけない市民の会」を始めた。これまでの連帯にくらべたら、こぢんまりとしているが200人ぐらいが集まった。運動している人たちではない人たちが、応えようと動き、日本人と沖縄人は対等ということを具体的に受け止め、基地を引き取る覚悟を決めた人々が、この3月に会を結成した。

県外移設の主張は、差別に対する悔し紛れに基地を日本に押し付けるということなのか、それは違う。基地を押しつけている人たちが押しつけることをやめる、暴力をやめるということだ。基地を押しつけられた側が押しつけ返すのではない。基地の押しつけは国家による暴力だが、一人一人の日本人も自分の意志に反して共犯化している。暴力を受けている方が「やめろ」と言うのは当然で、やっている側にはやめる責任がある。それは沖縄のためではなく日本人が自分自身のためにやっている。やっと新たな、対等な関係が出てくる動きになった。



稲福 日出夫

平穏な暮らしのなかで自覚を促す葛藤と苦悩

金城さんは、基地を押しつけている人が押しつけることをやめることは当たり前だと述べていたが、日本人に、押しつけているという自覚があるのか、彼らは自ら共犯者であることを知っているのか。本当に寝ているのであれば起こすことはできるし、自覚を促すこともできるであろう。問題は、共犯者であることを知りつつ、寝たふりをしているのであれば起こすことはできない、ということだ。沖縄の発信力が足りないと言われるが、本当にそうか。毎年、何百万人もの日本人が沖縄を満喫する。その一方で、自らに火の粉のかかる情報には知らん振り、寝たふりを決め込む。そうした状況下で、基地を押しつけているという自覚を促すこと、共犯化を

指摘することは、大阪で彼らと仲良く平穏に暮らす沖縄人社会に、葛藤を引き起こすことになるだろう。その苦悩について教えてほしい。

金城 沖縄人の大阪での体験は、生きるか死ぬかという状況だった。仕事もない、アパートも借りられないとなれば死ぬと言われるに等しい。したたかに生き抜く中で沖縄人のコミュニティーも生まれた。力関係で対等でない状況が続いているなかで、仲良くなることは対等になることではない。対等になりたい。県外移設、引き取りを言うことによって得たものは大変自由になったということ。

基地を引き受けないなら安保を根本的に見直すべき

基地引き取りを日本人としてやっていきたいと考えている。沖縄から出てきた「県外移設」という考えを、ヤマトンチュとしてどう引き受けるか、その論理を構築したいと思ってきた。基本的に、日米安保条約は廃棄し、沖縄の基地も全て撤去した方がいいという考えに変わりはない。その前にやるべきこととして、基地の引き取りということを考えるようになった。そのきっかけは『無意識の植民地主義』（野村浩也）で、日本人が持つ沖縄への植民地主義的、差別的な考え方の根深さに気づかれ、それを克服する不可欠の一步として日本人の基地引き取りであるという主張に接したことだ。民主党の鳩山政権は県外移設を追求して破綻したが、これも私の背中を押した。復帰40年で知念ウシさんとの対談で、「基地を引き取ってくれ」という問いに対し、覚悟を決めて「これは日本人の責任だ」と応え、それ以来、基地の引き取りこそ日本人がまずやるべきことだと、発言してきた。

議論の要点として、一つは憲法の下で民主主義的観点からみる。もう一つは歴史的経緯からみてどうなるか、ということ。

世論調査で、安保を支持する人は1980年代に6〜7割、2010年代には8割を超えた。今年の共同通信社の世



高橋 哲哉

論調査では、安保支持率は9割に近づこうとしている。一方、安保を解消すべきだと答えた人は2%。沖縄で8割が反対している県内移設については、県内移設をやめるべきだと答えた人は15%。沖縄では圧倒的多数だが、全国ではそうではない。沖縄の人口は全国の約1%だから、安保支持者のほとんどは本土の人になる。日本に米軍基地が必要だと考える人々の所に基地が集中するのならわかるが、国土0.6%の沖縄に米軍専用施設の74%が集中している。あまりに異常だ。憲法上、許されない法の下の不平等がある。70年間も過重負担にあえいできた沖縄にこれ以上押しつけるのは許されない。政治的選択に伴う負担とリスクを引き受けるのは当然のこと。

1950年代に沖縄への海兵隊移駐があり、70年代にもあった。95年以降は米国が撤退を検討したが、日本政府が引き留めた。最近では佐賀県へのオスプレイ訓練移転が撤回された。このように基地を沖縄に隔離してきたことを考えれば、本土に引き取るのが筋だ。

政府が70年間、国体のように安保体制を維持し、8割以上の国民が支持している。安保支持の世論に働き掛ける時、基地引き取り論が意味を持つ。負担とリスクを引き受ける責任論と同時に、安保解消を目指す道筋としてもむしろ不可欠だ。本土の人が負担を引き受けずに安保を支持できる状況に問い掛けねばならない。安保を支持するなら基地を引き受けるべきで、引き受けないなら安保を根本的に見直すべきだ。

従来の反戦平和論とは一線を画し、責任を問う



与儀 武秀

高橋さんの本土への基地引き取り論が大きな関心を集めている。沖縄の基地引き取りという議論をヤマトの知識人が正面切って向き合って、具体的に論じたということ。そして従来の日本の反戦平和論とは一線を画して、むしろその責任を問うような形で沖縄の基地負担を問題にされたということが大きな要因だろう。しかし、県内には共感と戦後沖縄の歴史から生まれた経験則としての拒否感がある。その両義性についてどう考えるか。

高橋 本来、本土で引き受けるべきだという責任論を広めたい。本土に移せばそこで事件や事故が起こり「沖縄の心に反する」と言う人には、沖縄の次世代に負担を押し付けることになるとの反論がなされている。これは政治的選択に伴う負担とリスクだ。問題があるのなら自分たちで解決せねばならない。「移設は本当の解決にはならない」とも言われるが、本当の解決とは何か。安保解消なら本土で決着を付けるべきだ。国外移設も軍隊そのものをなくすことにはならない。押し付けられてきた沖縄からの基地撤去が緊急の課題だ。

辺野古代執行は「沖縄の負担」が逆に勝つ

辺野古代執行裁判は、みんな県が負けると思っている。しかし、沖縄の基地問題を考えて、その上で論を展開すれば勝てる。今度の裁判は、沖縄の負担が逆に勝つことの要因になる。

普天間基地は世界一危険な基地だと言われている。普天間基地は4.8km²、辺野古の埋め立ては1.6km²で、ずっと減る。だから沖縄のためには返還した方がいいという議論がある。そして、2013年12月27日に県知事が埋め立てを承認した。この前の初弁論で国側は「既に476億も払っている。2年も前に承認した。どうするんだ」と言った。県民の代表である知事が承認することは、沖縄県民が承認することになる。これが日本の政治であり、法治主義だ。

2年後に翁長知事が取り消した。私たちが住んでいる沖縄本島の18.2%は基地。敗戦後70年もこういう状態が続いている。世界史的にはあり得ない。前知事の承認は法律的に問題があるから翁長知事は取り消した。そうすると日本政府は翁長知事の取り消しは間違っているという。日本人の9割方はこの感覚に賛成だ。もう承認しているんだと。しかし、沖縄の現実「承認は間違っている」と。その理由を一言で言えば基地の島だからだ。



阿波連 正一

普天間基地の軍用地料は1年間で120億円。これが返還されれば経済効果は3,866億円、32倍になるという。だから沖縄にとってもいいことだと、国側はいう。しかし、沖縄からすると、基地を押しつけている側がそれを言うことは「盗人猛々しい」ということだ。4.8km²が3,800億円以上の経済効果を持つ。天久新都心も、小禄の金城も、桑江のアメリカン・ヴィレッジも、返還前と比べて数十倍の経済効果を持っている。軍用地料を支払いその土地を使用して、その差額は誰がもらっているのか。基地があることによって沖縄の生産、沖縄の経済は小さくなった分、誰が利益を得ているのか、ということだ。

土地所有権イコール軍用地料ではない。つまり土地は地主のものではない。みんなで使って価値が出てくる。現在の普天間基地の軍用地料等は120億円。軍用地料だけでは3,866億円は出てこない。その差額が沖縄県民から取られていることになる。つまり沖縄が基地に依存しているのではなく、入るべきお金が寄生虫(基地)に食われているようなものだ。だから危険を押しつけておいて、3,800億円になるからと辺野古に基地を移すことを、県経済向上を図る責任者である県知事がこれを認めることは絶対ない。

公有水面埋立法は国民経済の向上のためにある。県民がいて国民がいる。沖縄の土地の価値を収奪して、さらに埋め立てようという。沖縄県の知事としては日本の法律の中で承認することはあり得ない。

国土利用計画法を法的な手段として

阿波連さんは土地所有権をずっと研究してこられた。2年前の論文に大田知事時代の代理署名訴訟のことが書いてあった。それを読んだ時、直感的に辺野古の問題でも使えると思った。今年の論文は第三者委員会(普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続きに関する第三者委員会)の報告にかなり引用されている。複数の裁判が進行中だが、その中にもこの考え方が採用されているように思う。



高嶺 朝一

安全保障が絡む裁判は、海外でも勝てるのは少ない。沖縄でもだいたい負けている。最初から勝てないとみんな思っているが、阿波連さんは早い時期から勝てる主張している。特に国土利用の観点から、国家の根幹に関わる国土利用計画法を法的な手段として使えば、まっとうな日本の官僚、まっとうな法律家であれば絶対勝てる主張している。県が勝てるポイントの一つだけ答えてほしい。

阿波連 今の裁判は、埋め立て承認という問題であって、基地をどうするかという問題ではない。ところが県の方は、基地をどうするかという裁判を起こしている。土俵が違っている。裁判に勝つようにしないといけない。

連続企画2 講演会(沖縄法政研究所第36回講演会) 「国境の島」沖縄が問う ―自衛隊配備を考える―



開催日時 2016年1月30日(土) 14:00~16:30

講師 半田滋 東京新聞論説兼編集委員 コメンテーター 野添文彬 所員・法学部講師

沖縄法政研 着々と進む自衛隊配備



半田 滋

今、自衛隊配備が先島諸島で進みつつある。日本の西端にある与那国に沿岸監視部隊が今年3月にできる。今、どんどん工事が進んでいる。次は、地対艦ミサイル部隊、地対空ミサイル部隊、そしてこの基地を守るための警備中隊が宮古島にできる。去年の5月に防衛副大臣が宮古島に行って「これから配備について進めますので、よろしくをお願いします」と話ただけなのに、用地の取得費108億円の予算が既に計上されている。次に石垣島に宮古島と同じ部隊が来る。島の住民にとっては突然降ってわいたような話だが、実は非常に長い時間をかけて練ってきた計画である。

北方重視から南方重視へ

これまでの防衛白書で「潜在的脅威」として暗にソ連を示していたが、1991年にソ連が消滅してしまうと、「陸上自衛隊は必要ないんじゃないか」という声が政治家や省庁からも出てくるようになった。そこで、海軍力を強めて太平洋や東シナ海に頻繁に出てくるようになった中国を脅威の相手にするようになってきた。つまり、陸上自衛隊の配備先として、北方重視から南方重視に考えが変わっていく。2005年から演習も南方機動演習へと姿を変えていく。2010年には「防衛計画の大綱」が改定され、「南西防衛」「島嶼防衛」がより明確になった。2013年に再び大綱が改定され、「中期防衛力整備計画」でも先島に部隊を置くことが確定している。

既成事実化を急ぎ、住民の目を慣らす

防衛省・自衛隊が先島に部隊を置くために何をやってきたか。一つは与那国への刷り込みだ。毎年実施している「与那国一周マラソン」で、自衛隊は、ランナーに飲み物を配ったり、コンサートをして交流会を開催したりしている。翌日は、防災演習の中で自衛隊ヘリコプターや車両を持ってきて、どうぞ「自由に乘ってください」と勧める。迷彩服姿で親しい自衛隊を演出して、目を慣らすということを2005年からずっと繰り返している。

さらに、2012年の4月に北朝鮮が南西諸島上空を通過するルートで、人口衛生を打ち上げると発表したことで、石垣市などにPAC3と隊員を派遣した。自衛隊は、石垣港から入ってPAC3や部隊の車両が繁華街を通って住民に見えるような姿で展開地に行くという、デモンストレーションみたいなことをやった。防衛省は、地域住民の気持ちがかわらないうちに素早くやろうとしている。辺野古の受け入れのように住民の気持ちがかわってしまわないうちに、既成事実化を急いでいる。

自衛隊関係者、選挙を左右

有権者およそ1000人の与那国に、新たな有権者、自衛隊関係者200人が入ってくる。町議員や町長選挙などで自衛隊関係者が支援する人が当選できるようになる。すなわち地方自治が防衛省・自衛隊の意向によって左右されるようなことが出てくる。また、住民が戦争に巻き込まれる懸念もある。さらに、強い電磁波を出すレーダーの設置は、子どもたちに電磁波が当たる可能性もある。

政府はドミノ倒しで進める一方、反対運動は連携弱く

これらの地域の自衛隊配備に共通していることは、防衛省や防衛協会など国家組織は、上から俯瞰して島それぞれと全体をよく見渡し、着々とドミノ倒しのように上手に計画を進めている。他方、それぞれの島でそれぞれ懸念する住民がいるが、横の連携が取れていない。分断されて小さな反対運動にとどまっている。そのため東京などで大きく報道されることはほとんどない。このままでは政府が考えている通りに自衛隊配備が進む可能性が非常に大きいと言わざるを得ない。

先島の自衛隊配備を鋭く暴く

半田さんの報告は、先島への自衛隊配備について日本政府が前のめりにやっている問題点を鋭く暴いた点に意義があった。政府と住民の認識のずれ、陸上自衛隊と海上自衛隊の認識のずれについての指摘は興味深い報告であった。先島への自衛隊配備とアメリカの対中戦略との関わりについてお聞きしたい。アメリカの戦略予算評価センターのアンドリュー・F・クレピネビッチ氏が「列島線防衛戦略」を発表した。先島の自衛隊配備も米軍の肩代わりということではないか。

半田 結果的にはそうなのと言える。日本列島・沖縄・台湾・グアムはアメリカのいう利益線、つまり第1層列島線と、中国の第1列島線は重なる。アメリカ海軍はほぼ太平洋全域を自国の圏益としてみている。自衛隊が第1列島線で中国海軍のひた侵入を食い止めればそれに越したことはないと考えているだろう。



野添 文彬

連続企画2 講演会（沖縄法政研究所第36回講演会） 「観光の島」沖縄が問う ―観光の未来を考える―



開催日時 2016年2月20日（土） 14:00～16:30

講師 平良朝敬（財）沖縄観光コンベンションビューロー会長 コメンテーター 伊達竜太郎 所員・法学部講師

脱基地経済が沖縄を成長させる



平良 朝敬

沖縄は基地収入で成り立っていない。1972年度の基地収入（軍関係受取）は県民所得の15.5%を占めていたが、2010年度は約5%に減少した。返還後の各地区の直接経済効果は、那覇新都心地区が32倍、小禄・金城地区が14倍、北谷桑江・北前地区が108倍となっている。北中城村泡瀬ゴルフ場跡地は返還前の雇用者数は38人だったが、返還後に約79倍の3000人になった。今後、返還予定のキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇軍港の5施設の直接効果は現在比18倍の8,900億円と試算されている。これらの例をみると沖縄は基地収入に依存しているとは言えない。

沖縄県の財政移転は突出していない

沖縄県は、国からの財政移転に関して、予算面で全国の自治体と比較して突出しているとは言えない。1人当たりの金額でも、また総額でも、一度も全国1位になったことはない。沖縄振興予算には、他府県の予算にもある学校耐久化を含む公共事業関係費なども含まれている。沖縄だけでないものも、振興予算に加え、誤解を生む構造になっている。

また沖縄県は、2012年度の国税徴収決定額は全国47都道府県中29位で、九州8県中4位である。さらに沖縄県の排他的水域面積は86km²あり、日本国土面積全体の2.3倍になる。国土は日本の0.6%しかない沖縄が、日

本の海域の20%を持っているということだ。つまり沖縄は国益に貢献していることになる。

観光の力

『新・観光立国論』の気候・自然・文化・食事の4条件を沖縄にあてはめると、日本で唯一の亜熱帯海洋性気候であり、希少海洋生物・植物・動物が100種類、そして160の島々を有し、自然環境条件に秀でている。歌・三味線・舞踊・組踊・空手等の優れた文化をもっている。琉球料理に加え宮廷料理もある。以上の観光立国としての4条件を満たし、世界水準にあるといえる。さらに世界観光のトレンドに沿っている。日本はこれから少子高齢化を迎え、2050年には9708万人まで人口が減少すると予測されているが、沖縄は今後人口増加が見込まれている。また、沖縄を中心に半径3000km圏内の中国やASEANなどに約20億人が住んでいる。つまりその圏内に20億人のマーケットがあるということだ。

42年間にわたって観光の第一線で働いてきた。観光は昔、物見遊山を通じて味わう幸せの「感幸」だったが、これからは地域との深い交流を通じて、未来の自分を見つけていく「観交」へと変わっていく。現在、県内のどこに行っても観光客がいて、住民との交流が密になっている。これからの観光は交流に変わり、観光産業は交流産業になっていく。

軍事的抑止から交流と物流の拠点へ

沖縄の地理的優位性を軍事的優位性から経済的優位へと変化させたいと考えている。軍事的抑止力から交流と物流の拠点、アジアの交差点に沖縄はならなければならない。基地は経済の阻害要因である。米軍普天間飛行場の移設先、名護市辺野古の岬や砂浜、海は最高の地形だ。夢のある土地にしなければならない。辺野古を一大リゾート地にすれば2000室の部屋が確実にでき、単純に計算して間接雇用を含め2000人の雇用が生まれる。年間売り上げは約500億円が見込まれる。

観光は平和産業である。沖縄は差別を受けてきたが、差別は乗り越えられるものだが、沖縄の現状は「差別」から「無視」に移行している。無視させないためにも県民が、沖縄の将来を主張していくべきだ。沖縄には高いポテンシャルがたくさんある。

沖縄経済特区と観光の相乗効果期待

平良会長の報告では、観光立国の四条件に沖縄県も当てはまるという指摘と、沖縄県の地理的位置の優位性が経済的優位性へと移行していくという重要な指摘があった。後者の指摘は、沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄経済特区」で、那覇空港を拠点に取引を増加させている「物流特区」についても同様である。物流特区の「物の流れ」と、観光特区の「人の流れ」という違いはあるが、双方の分野において、経済的優位性へと移行させていくさらなる取り組みが求められる。観光産業における企業誘致についてお聞かせいただきたい。

平良 ホテルの誘致やUSJ等が検討している施設の誘致、LRT、路面電車なども誘致の対象になる。しかし地元企業がまだ「地元の強み」に気づいていない。地元の強みを理解し、企業誘致に対して工夫し続けることによって大きなビジネスチャンスが生まれると思う。



伊達竜太郎

関連事業として開催した 写真パネル展

開催日 2015年12月12日(土)
2016年2月20日(土)
開催場所 沖縄国際大学13号館3階(13-302教室)



研究会

第 55 回研究会

沖縄経済特区と法 ―企業誘致と起業の促進という観点から―

11月27日開催の第55回研究会で、伊達竜太郎所員・法学部講師が「沖縄経済特区と法―企業誘致と起業促進という観点から―」をテーマに報告した。コメントーターは脇阪明紀所員・法学部教授がつとめた。参加者は11人。

〔報告概要〕

安倍内閣の経済政策アベノミクスにおいては、成長戦略の柱として、「国家戦略特区」を掲げている。全国で「国家戦略特区」に指定された9地域の中でも、沖縄県は「国際観光拠点」として認定されている。

それ以前から、わが国では「構造改革特区(2002年開始)」等も創設されていたが、それらは、全て沖縄経済特区の制度を元に制度設計されている。

沖縄においては、「国家戦略特区」以外にも、3つの経済特区(物流特区・情報特区・経済金融特区)が指定されており、注目を集めている。

本報告では、沖縄経済特区の概要を紹介した上で、従来あまり議論のなされてこなかった会社法上の観点から、すなわち、どのように企業を誘致し、起業を促進させるかという観点から、議論を展開していった。



報告者 伊達 竜太郎



コメントーター 脇阪 明紀

第 56 回研究会

占領最初期における沖縄の統治機構 ―「沖縄諮詢会」の今日的意義を考える―



報告者 小林 武



コメントーター 鳥山 淳

1月19日開催の第56回研究会で、小林武特別研究員が「占領最初期における沖縄の統治機構―『沖縄諮詢会』の今日的意義を考える―」をテーマに報告した。コメントーターは鳥山淳総合文化学部教授、司会は稲福日出夫所長・法学部教授がつとめた。参加者は34人。

〔報告概要〕

沖縄戦直後、米軍支配の下、1945年8月15日に設置された「沖縄諮詢会」は、沖縄県民を構成員とするものでありながら、米軍政府の直接統治に仕えるための機構であった。とはいえ、同時に、圧政の隙間から県民の声を公の政治に届けるための努力をおこない、そしてその成果をわずかなりとも挙げたことも見落としてはなるまい。諮詢会は、いよいよその光芒を放つかに見えた46年4月、米軍側の意向により、「沖縄民政府」へと編成を変えることになるが、この8か月間は、その後の沖縄の政治機構の展開につながる重要な時期であると思われる。

本報告では、とくに沖縄憲法史の観点から、占領最初期における「沖縄諮詢会」の果たした役割を見直すことを試み、今日の沖縄問題を考えるひとつの素材を提供した。

共同研究

戦後沖縄政治史の研究

本研究所共同研究調査報告書第1号として、「石川元平氏オーラル・ヒストリー」が刊行された。この報告書をまとめた共同研究「戦後沖縄政治史の研究」メンバーの佐藤学所員・法学部教授が、その経緯や内容について報告する。

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」は、2013年より続けてきた「石川元平氏オーラル・ヒストリー」調査の報告書を刊行する運びとなった。

石川元平氏は、1960年代には沖縄教職員会で、当時の屋良朝苗会長の秘書役を務められ、1990年代には沖縄県教職員組合執行委員長として、大田昌秀沖縄県知事をブレンとして支えられた。復帰運動から復帰後の革新県政に至るまでの中枢におられた方であり、本共同研究の対象として、まさしく相応しい存在である。

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」は、劇的な歴史を辿った沖縄の戦後政治の当事者のオーラル・ヒストリーを録りたい、という目的から2009年に始まった。何人かの候補者を挙げるものの、全く実現に向けての動きがなかったのであるが、それが、動き出したのは、ひとえに2011年から本研究所・特別研究員になっていた櫻澤誠・立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員が、発足時からの共同研究メンバーである黒柳保則所員（当時は副所長）・法学部准教授の誘いで、共同研究者として参加したためである。櫻澤氏が、「石川元平氏オーラル・ヒストリー」の構想を提案し、石川氏からの了承も取った。

この間、2012年11月には、本研究所第32回講演会、「『復帰40年』屋良朝苗が遺したもの」を石川氏にお願いしている。

2013年10月19日の第1回から、聞き取り調査は、最後の2014年6月まで、計6回に及ぶものとなった。石川氏に時代区分に沿ってお話し頂き、それに対して櫻澤氏が、詳細な質問事項を準備して更にお話を引き出し、最後に他の共同研究参加者が質問する、という形で行われた。共同研究発足時からの参加者ではあるものの歴

史研究の門外漢である筆者は、優れた歴史研究者の仕事に、毎回感嘆していた。

石川氏には、生い立ちから、青年時代の回顧、臨場感が鮮明な復帰運動の中枢での体験、さらには、現在の状況に至るまで、毎回、大部の詳細な手書きメモを用意されてのお話を伺うことができ、長時間のご準備と聞き取り調査へのご協力に、お礼の言葉も無い。

この聞き取り調査の文字起こし原稿を、櫻澤氏が2015年夏に実際に音源を聴きながら確認し、オーラル・ヒストリー草稿を作成した。これが、多くの時間と労力を費やす作業であることは、言うまでも無い。その後、共同研究参加者全員による確認を経て、同年12月までに石川氏にご確認頂き、櫻澤氏が最終稿を作成した。

本共同研究が発足した時の参加者であった吉次公介・沖縄国際大学法学部教授は、2013年に立命館大学法学部に移籍したが、その後も本学での聞き取り調査に参加した。また吉次氏の後任として2013年に赴任した野添文彬・沖縄国際大学法学部講師も、本共同研究に参加し、また、高橋順子・日本女子大学人間社会学部助教が、2014年度から本研究所特別研究員として正式に参加した。

櫻澤氏は、「石川元平氏オーラル・ヒストリー」の編集段階である2015年8月に、中公新書『沖縄現代史 米国統治、本土復帰から「オール沖縄」まで』を出版された。本書は、既に重版が決定したという。本共同研究に櫻澤氏の参加を得られたことは、望外の僥倖であった。

「石川元平氏オーラル・ヒストリー」が刊行にこぎ着けた今、復帰運動から復帰直後を直接経験された指導者たちから、「戦後沖縄政治」が、「遠い歴史」になる前に、早くにオーラル・ヒストリーを録り、今後に伝える必要を改めて痛感する。最後に、本共同研究に関わった全ての方々に心から御礼を申し上げたい。



共同研究メンバー
黒柳保則所員(共同研究代表)
櫻澤誠特別研究員
佐藤学所員
野添文彬所員
吉次公介特別研究員
高橋順子特別研究員

さんしょう

相手の土俵にあがるには？



所 員
大 城 明 子

2016年のこの春、白熱するアメリカ合衆国大統領選挙の報道が日本でも盛んになされている。候補者を熱狂的に支持するアメリカ人の様子に、私はあの9.11の前後にアメリカで過ごした留学時代を思い出した。

私の留学は、勉学はいうに及ばず、生活も相当なストレスを強いられるものであった。日々の暮らしにおいては、特に車にまつわるエピソードは数えたらきりが無い。

留学先のロスでは、学外での住まい（到着後初期のアパート暮らしと3回のホームステイ）のため、夜間の講義もある大学院での通学には自家用車が必要不可欠であった。アメリカ出発前に取得した国際運転免許は1年間有効との間違った情報を信じていた私は、現地ではじめて国際運転免許は実は3か月間しかもちえないことを知り愕然とした。早速、現地で購入した10年物の安い日本車で自己流の運転練習をし、実技試験に挑んだ。慣れない右側通行に加え、外国人に対しても容赦のないアメリカ人試験官の指示に従う運転は緊張の連続であった。4度目の実技試験によりようやく合格し（筆記試験は一度で難を逃れた）免許証を取得した時には、最初の学期（秋学期）が目前に迫っていた。

次に起きたのは、違法駐車失敗である。私の借りていたアパートの駐車場は各戸用の指定駐車制ではなく、自由に停められる形態であった。夜間の講義を終え帰宅すると駐車場はいっぱいで、やむなく路上駐車をした。そして事は、翌日の早朝におきた。路駐をした側の道路をスウィーパー（道路清掃車）が通り、私はチケット（違法による罰金支払い通達券）を切られてしまったのだ。ふと、その通りの標識をみると、当日の早朝の路駐禁止が表示されていた。前日には、十数台の車が縦列路上駐車をしていたのだが、この表示を熟知している人々は朝早く車を移動させ、残ったのは私の愛車のみだった。現地生活3か月の私にとり、このような

表示もルールも全く知り得ないことであり、厳しすぎる、酷なことをすると落胆した。

車に関する最も苦い経験は、左折時での出来事である。土地勘のあまりない地域での運転で左折を始めようとした直後、知らぬ間に後方につけていた警官に大音量の拡声器を通して停車を求められた。私の左折初動は決められた左折侵入帯よりも手前で行われ、違反であるという。それに対し、私は即座に両手を使いそのようなことはないと言明を行おうとした。すると瞬時に、その警官は私にまっすぐ銃を向けた。心臓が飛び出るほどの驚きと恐怖で、私はその場で降参した。警官の指示通りに路肩に車を付けるとチケットをきられ、さらには2回にわたる有料運転講習を受ける罰が言い渡された。彼の左折に関する指摘には、全く納得いかなかった。しかし、一介の留学生の私に自分の主張を押し通すほどの力はなく、泣く泣く従うしかなかった。

これらの災難（？）は今となっては懐かしい笑い話であるが、よく考えてみると、すべての出来事に相通じるものがある。それはルールに無知ゆえにおきたということなのだ。多様な人種が共存するアメリカでは、社会を円滑に進めていくためにルールががっちり組まれている。よって、かの地ではそのルールをしっかりと守ることが必須だ。それが欠けていた私に、事は起きたのだ。相手の土俵に上がるには、相手のルールをわかり心得て臨まなければいけなかったのである。

アメリカ合衆国大統領選挙は人々の思いが入り乱れ、先行きが不安視されている。「もしかしたら、この選挙にも、ある時点で何らかのルールが働き、それが最終的にまとまる方向へと導いていくのかもしれない」と勝手な妄想をし、興味津々でメディア報道に見入る今日この頃である。

（おおしろ あきこ 法学部講師 専攻：英語教育）

2015(平成27)年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

2015年4月1日現在

所員

*委嘱初年順

	氏名	所属等	職名	専攻・研究テーマ等
1	所長 稲 福 日出夫	法学部法律学科	教授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
2	副所長 照 屋 寛 之	法学部地域行政学科	教授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
3	○ 徳 永 賢 治	法学部地域行政学科	教授	多元的法体制論
4	○ 井 端 正 幸	法学部法律学科	教授	近代フランスにおける議会制の展開
5	○ 脇 阪 明 紀	法学部法律学科	教授	株式、とくに株券について
6	○ 小 西 由 浩	法学部地域行政学科	教授	犯罪予防論
7	○ 前 津 榮 健	法学部地域行政学科	教授	情報公開及び個人情報保護制度の諸問題
8	○ 熊 谷 久 世	法学部地域行政学科	教授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
9	○ 武 田 一 博	法学部地域行政学科	教授	ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
10	○ 井 村 真 己	法学部法律学科	教授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
11	○ 比屋定 泰 治	法学部法律学科	教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
12	漆 谷 克 秀	総合文化学部英米言語文化学科	教授	ドイツ現代叙情詩、パウル・ツェラーン研究
13	佐 藤 学	法学部地域行政学科	教授	地方自治、アメリカ政治
14	上江洲 純 子	法学部地域行政学科	准教授	倒産手続間格差是正問題について
15	金 城 和 三	法学部法律学科	講師	動物生態学
16	○ 原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科	教授	商学概論、マーケティング情報処理
17	○ 芝 田 秀 幹	法学部法律学科	教授	西欧政治思想史
18	○ 平 剛	法学部地域行政学科	准教授	公的支出に関する実証分析
19	○ 中 野 正 剛	法学部法律学科	教授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
20	○ 黒 柳 保 則	法学部地域行政学科	准教授	米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
21	大 城 明 子	法学部地域行政学科	講師	CALL 教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
22	野 見 収	法学部地域行政学科	准教授	イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察
23	○ 砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科	講師	米軍活動に係る環境政策・法研究
24	○ 山 川 満 夫	法学部法律学科	准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
25	○ 山 下 良	法学部法律学科	講師	民法学、担保物権法、消費者保護法
26	伊 達 竜太郎	法学部法律学科	講師	会社法、手形・小切手法
27	西 山 千 絵	法学部地域行政学科	講師	合憲性審査権の作用・制度およびその基礎理論宗教的自由の保障・政教分離原則
28	○ 野 添 文 彬	法学部地域行政学科	講師	沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究

特別研究員

*委嘱初年順

	氏名	所属等	専攻・研究テーマ等
1	友 利 博 明	税理士法人リモト・代表社員税理士	税理士
2	仲 地 博	沖縄大学教授	行政法・憲法
3	福 里 芝 人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科教授	民法
4	前 田 成 東	東海大学政治経済学部教授	行政学
5	三 木 健	ジャーナリスト・前琉球新報社副社長	沖縄文化
6	○ 知 念 賢 諭	那覇港管理組合企画建設部建設課長	政治学、行政学
7	○ 成 田 善 一	株式会社琉葉相談役	商法(会社法)
8	比屋根 照 夫	琉球大学名誉教授	政治思想史
9	松 田 朝 徳	松田朝徳法律事務所・弁護士	民事・家事事件(法律業務)
10	宮 平 魏 秀	沖縄国際大学名誉教授	民法(財産法)
11	○ 篠 田 四 郎	名城大学大学院法務研究科教授	企業法、知的所有権法
12	○ 緑 間 英 士	学校法人興南学園・社会科教諭	国際法、政治学
13	○ 緑 間 榮	沖縄国際大学名誉教授	国際法
14	○ 山 本 研	早稲田大学法学学術院教授	民事手続法
15	○ 金 城 和 昌	社会福祉法人緑樹会理事長	老人福祉施設経営
16	○ 黒 島 健	前石垣市副市長	行政学

氏 名			所属等	専攻・研究テーマ等
17	○	中 原 俊 明	沖縄キリスト教学院大学学長	商法
18	○	増 田 雅 暢	岡山県立大学保健福祉学部教授	社会保障論、介護保険
19		上 地 一 郎	高岡法科大学法学部法律学科准教授	法社会学、民法
20		豊 田 雅 幸	立教学院展示館設置準備室・学芸員	日本近現代史、日中関係史、大学史
21	○	阿波連 正 一	国立大学法人静岡大学法務研究科教授	民法、環境法
22	○	垣 花 豊 順	あけぼの法律事務所所長	刑事法
23	○	石 川 朋 子	沖縄法政研究所研究助手、沖縄国際大学非常勤教員	社会学、地域研究、移民研究、沖縄社会の構造
24	○	伊 波 和 正	沖縄国際大学名誉教授	少年法（イギリス vs. 日本）
25	○	奥 田 敦	慶應義塾大学総合政策学部教授	イスラーム法および関連諸領域、アラビヤ語教育、ガバナンス学
26	○	儀 部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
27	○	下 地 勝	サポート・オフィスみらい（社労士・行政書士事務所）所長	労働法・社会保障法
28		安次富 哲 雄	琉球大学名誉教授	民法（財産法）
29		我 部 政 男	山梨学院大学名誉教授	日本近現代史
30		土 江 真樹子	ジャーナリスト	ジャーナリズム論、メディアリテラシー、沖縄返還、沖縄戦、工芸論
31		仲宗根 京 子	沖縄大学非常勤講師	企業法 法学
32		仲宗根 忠 真	うるま法律事務所・弁護士	民事法
33		羽 月 章	愛媛大学法学部准教授	民法学（子どもの権利の保護）
34	○	鎌 田 晋	弁護士法人ていだ法律事務所・弁護士	国際民事訴訟法
35	○	高 橋 一 行	明治大学政治経済学部専任教授	政治学、政治理論
36	○	田 中 利 昌	名古屋市民活動推進センター	ボランティアコーディネート論 NPO 論
37	○	崔 鍾 植	関西大学法学部非常勤講師	刑事法、刑事政策・少年法、韓国法
38	○	向 井 洋 子	琉球大学非常勤講師	アメリカ研究、社会保障論
39	○	Robert D.Eldridge	元大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授	戦後日米関係と沖縄
40		山 岸 健太郎	中京大学国際教養学部非常勤講師	中国外交、台湾外交、国連加盟国の国連政策、国際機構論
41	○	小 林 武	沖縄大学客員教授	憲法、地方自治法、教育法
42	○	櫻 澤 誠	立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員	沖縄戦後史
43	○	中 島 弘 雅	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授	民事手続法
44		大久保 秀 人	えるだ法律特許事務所・弁理士	知的財産法
45		武 田 昌 則	琉球大学大学院法務研究科教授、弁護士法人ひかり法律事務所・弁護士	会社法、国際民事手続法、国際私法、アメリカ法
46		ワグジュニア・ス・アルフレッド	沖縄キリスト教学院大学非常勤講師	米国法（特に、環境法、安全保障法）、国際比較法
47	○	磯 野 直	沖縄タイムス記者	新聞報道
48	○	高 橋 英 治	大阪市立大学大学院法学研究科教授	会社法
49	○	松 井 慎一郎	早稲田大学文学学術院非常勤講師	日本近現代思想史
50	○	屋 良 朝 博	フリーランスライター、元沖縄タイムス論説委員	沖縄米軍基地
51	○	吉 次 公 介	立命館大学法学部教授	日本政治外交史
52		徳 本 穰	筑波大学法科大学院教授	商法・会社法・金融商品取引法・企業組織再編法・国際企業法・経済特区法
53		真喜屋 美 樹	名桜大学リベラルアーツ機構准教授	地域経済・公共政策
54		松 本 真 輔	中村・角田・松本法律事務所・パートナー弁護士	M&A 等の企業法務
55	◎	Claus Franke	沖縄国際大学非常勤教員	音楽・芸能文化、戦争と平和
56	◎	高 橋 順 子	日本女子大学人間社会学部助教授	社会学、沖縄研究、教育社会学、歴史社会学、ジェンダー、社会運動論
57	◎	常 井 健 一	ノンフィクションライター、元朝日新聞出版	戦後保守と現代政治、選挙キャンペーンと政党機関
58	◎	新 倉 修	青山学院大学教授	国際刑法 日米地位協定 国際刑事裁判所

○印は 2015 年度に更新した所員および特別研究員、◎は 2015 年度新規所員および特別研究員、二年任期（2015 年 4 月 1 日～ 2017 年 3 月 31 日）。

※所属・肩書き、専攻・研究テーマ等に変更がある場合は沖縄法政研究所までご連絡ください。

連絡先 電話：098-892-1111（内線 6119）または 098-893-7967 FAX：098-893-8937 e-mail：oilpchr@okiu.ac.jp

編集後記

「戦後70年」連続企画は琉球新報との共催により3回とも多くの方がご来場くださいました。特にシンポジウムは、メイン会場(13-301教室)とモニター参加していただいたサブ会場(13-308・309教室)が満席になり、廊下で聴いてもらった方もいらっしゃいました。ご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。今後ともご支援、ご協力いただきますようよろしくお願いします。(石川)



●2015 年度 活動日誌 (2015 年 4 月～2016 年 3 月)

2015 年

4月17日(金)12:45～12:55 法学部会議室(5号館6階)

第1回所員会議

1.事業計画委員の選出について

5月7日(木)16:30～18:30 13号館1階会議室

第1回事業計画委員会

1.所員の新規推薦及び更新について

2.2015年度事業計画及び予算(案)について

5月8日(金)15:20～15:45 法学部会議室(5号館6階)

第2回所員会議

1.所員の新規推薦及び更新について

2.2015年度事業計画及び予算(案)について

5月21日(木)16:35～18:00 13号館1階会議室

第2回事業計画委員会

1.沖縄法政研究所研究支援助手の公募について

5月27日(水)12:20～13:20 法学部会議室(5号館6階)

第3回事業計画委員会

1.沖縄法政研究所研究支援助手の公募について

2.紀要『沖縄法政研究』第18号の原稿募集について

5月28日(木)12:20～13:00 法学部会議室(5号館6階)

第3回所員会議

1.沖縄法政研究所研究支援助手の公募について

2.紀要『沖縄法政研究』第18号の原稿募集について

7月14日(木)12:25～12:35 法学部会議室(5号館6階)

第4回所員会議

1.沖縄法政研究所研究支援助手の選考について

7月17日(金)16:15～17:15 法学部会議室(5号館6階)

第4回事業計画委員会

1.沖縄法政研究所研究支援助手の選考について

7月23日(木)16:30～17:30 13号館1階会議室

第5回事業計画委員会

1.沖縄法政研究所研究支援助手の選考について

7月24日(金)13:00～13:13 法学部会議室(5号館6階)

第5回所員会議

1.沖縄法政研究所支援助手の推薦について

10月7日(水)16:30～17:55 13号館1階会議室

第6回事業計画委員会

1.2015年度図書購入について

2.2015年度事業計画(案)について

3.2016年度新規事業について

4.紀要『沖縄法政研究』編集委員について

10月9日(水)14:30～15:27 法学部会議室(5号館6階)

第6回所員会議

1.2015年度図書購入について

2.2015年度事業計画(案)について

3.2016年度新規事業について

4.紀要『沖縄法政研究』編集委員について

10月10日(土)～11(日)1泊2日 京都

共同研究『沖縄経済特区と法』資料収集・調査・情報収集

11月16日(水)16:30～17:55 13号館1階会議室

第7回事業計画委員会

1.2016年度事業計画案及び予算案について

11月20日(金)12:28～13:10 法学部会議室(5号館6階)

第7回所員会議

1.2016年度事業計画案及び予算案について

11月27日(金)15:00～16:30 13号館1階会議室

第55回研究会 参加者10人

沖縄経済特区と法—企業誘致と起業の促進という観点から—

11月30日(月)13:00～14:00 13号館1階会議室

紀要編集委員会

1.紀要第18号発刊について

12月3日(木)15:00～17:00 13-507教室

共同研究『戦後沖縄政治史の研究』調査報告書編集会議

12月3日(木)～5日(土) 2泊3日 東京

共同研究『沖縄経済特区と法』資料収集・調査・情報収集

12月4日(金)～7日(月) 3泊4日 東京・札幌

共同研究『沖縄の思想史の足跡』資料蒐集

12月12日(土)14:00～18:00 13号館3階(メイン会場:13-301、サ

ブ会場:13-308・309、写真パネル展:13-302)

「戦後70年」連続企画 沖縄の未来を考える 連続企画1 シンポジ

ウム(沖縄法政研究所フォーラム第14回シンポジウム) 「基地の

島」沖縄が問う—「辺野古移設問題」を考える— 参加者:約380人

2016 年

1月12日(火)9:00～10:40 13号館1階会議室

第8回事業計画委員会

1.2016年度特別研究員の新規推薦および更新について

2.2015年度図書購入について(第2回)

3.寄贈図書の受入について

4.共同研究成果の刊行等について

1月15日(金)13:00～14:05 法学部会議室(5号館6階)

第8回所員会議

1.2016年度特別研究員の新規推薦および更新について

2.2015年度図書購入について(第2回)

3.寄贈図書の受入について

4.共同研究成果の刊行等について

1月19日(火)16:30～18:00

第56回研究会 参加者:34人

占領最初期における沖縄の統治機構—「沖縄諮詢会」の今日的意義

を考える—

1月27日(水)16:20～17:20 13号館1階会議室

第9回事業計画委員会

1.共同研究調査報告書の刊行について

1月30日(土)14:00～16:30 13号館3階(メイン会場:13-301教

室、サブ会場:13-309教室)

「戦後70年」連続企画 沖縄の未来を考える 連続企画2 講演会

(第36回講演会) 「国境の島」沖縄が問う—自衛隊配備を考える—

参加者:約180人

2月20日(土)14:00～16:30 13号館3階(メイン会場:13-301教

室、サブ会場:13-308・309教室、写真パネル展:13-302教室)

「戦後70年」連続企画 沖縄の未来を考える 連続企画3 講演会

(第37回講演会) 「観光の島」沖縄が問う—観光の未来を考える—

参加者:約180人

2月29日(月)15:00～17:00 13-507教室

共同研究『戦後沖縄政治史の研究』調査報告書最終調整

2月29日(月)～3月3日(木) 3泊4日 京都

共同研究『沖縄の思想史の足跡』資料蒐集

3月1日(火)14:00～14:40 13号館1階会議室

第10回事業計画委員会

1.2015年度図書購入について(第3回)

3月4日(金)12:00～12:25 法学部会議室(5号館6階)

第9回所員会議

1.2015年度図書購入について(第3回)

3月11日(金)～3月12日(土) 1泊2日 栗国

共同研究『これからの自治像』資料蒐集・聴き取り調査

3月14日(月)～3月16日(水) 2泊3日 宮古・多良間

共同研究『これからの自治像』資料蒐集・聴き取り調査

共同研究『沖縄の思想史の足跡』資料蒐集・聴き取り調査

3月21日(金)10:00～11:30 13号館1階会議室

上海社会科学院国際研究所との意見交換

3月22日(火)14:00～18:00 13号館1階会議室

紀要編集委員会(最終確認)

3月28日(月)14:00～18:00 13号館1階会議室

紀要編集委員会(最終確認)

3月28日(月)～3月29日(火) 1泊2日 伊是名

共同研究『これからの自治像』資料蒐集・聴き取り調査

3月31日(木)

『沖縄法政研究所 共同研究調査報告書』創刊号発刊

『沖縄法政研究』第18号発刊

『沖縄法政研究所報』第25号発行